

吉川市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6(令和2年4月～:第47条の5)に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という)について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、吉川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備の整備に関すること。
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従い学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会を経由し、埼玉県教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、個人を特定した意見を除く。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、吉川市立小・中学校管理規則（昭和32年教委告示第9号）第34条の2の規定による評価を毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること

(2) 対象学校と前号に掲げるものとの連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、原則として7人とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に所在する地域住民

(2) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(3) 対象学校に在籍する児童又は生徒保護者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から、委員の任命について法第47条の6第3項の規定による申出があったときは、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、対象学校の校長の推薦により新たに委員を任命するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、委員の任命について対象学校の校長の推薦による暇がないときその他特別の事情があるときは、教育委員会は校長の推薦によらず新たに委員を任命することができるものとする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を、営利活動、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会議を招集し、その議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別な事業がない限り公開とする。

2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適正な運営を確保することができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

3 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るための必要な研修等を行うものとする。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 委員が第9条の規定に反したとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、当該対象学校及び協議会において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(吉川市立小・中学校管理規則の一部改正)

附 則 (令和3年2月22日教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。